

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DC・ダイワJ-REITオープン
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類: 追加型投信/国内/不動産投信(リート)/インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	2004年8月31日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	ダイワJ-REITマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 (ダイワJ-REITマザーファンドはわが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資します。)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● わが国のリート(不動産投資信託証券)に投資し、東京証券取引所が算出・公表する「東証REIT指数」(配当込み、以下同じ。)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ● 投資成果を「東証REIT指数」の動きにできるだけ連動させるため、組入銘柄は「東証REIT指数」の構成銘柄(採用予定を含みます。)とし、組入比率を高位に保ちます。 ● 運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。 ● マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。 ● 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、「東証REIT指数」が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。 ● また、税法その他の法規上の規制や組入銘柄の財務リスクや流動性などの理由から、「東証REIT指数」の採用銘柄をすべて組入れない場合や時価総額に応じた組入れを行わない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ● 株式への直接投資は、行いません。 ● マザーファンドを通じて行う投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。 ● マザーファンドを通じて行う同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ※ただし、当該同一銘柄のベンチマークにおける時価構成割合が30%を超える場合には、ベンチマークにおける構成割合の範囲で実質的に組入れることができるものとします。 ● 外貨建資産への直接投資は、行いません。
ベンチマーク	東証REIT指数(配当込み)
決算日	毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎年9月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託期間中において「東証REIT指数」が改廃されたとき、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.605%(税抜年0.55%) (内訳: 委託会社0.22%(税抜0.20%)、販売会社0.33%(税抜0.30%)、受託会社0.055%(税抜0.05%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。 ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ● 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用(つづき) その他費用	● 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額および信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得および一部解約の申込みの受付が中止される場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込、解約請求を取扱いてできない場合がありますので弊社コールセンターにお問い合わせください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は、弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	当ファンドは、わが国の不動産投資信託証券(リート)など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。主なリスク要因は次の通りです。
価格変動リスク 信用リスク	● リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。 ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等と比べ、より制約を受けることが考えられます。 ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。 ● リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。 ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。 ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。 ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行うことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。 ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。 ● リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。 ・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。 ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
その他	● 組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 ● 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 ● ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	大和アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。